

日本学生支援機構貸与奨学金満期終了に伴う手続き

令和 8 年 3 月 に日本学生支援機構奨学金の貸与が終了しますので、奨学金貸与終了に伴う手続きを以下のとおり案内します。

なお、3 月分の奨学金は、2 月にまとめて振込まれる点（3 月振込はありません。）と、奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて 7 か月目の月（3 月に終了した場合は 10 月）から始まる点にご注意ください。

1. 配付資料

1. 貸与奨学金返還確認票
2. 返還のてびき【ダイジェスト版】

2. 奨学金返還の流れ・手続きの確認

「返還のてびき【ダイジェスト版】」（配付資料）及び「返還のてびき【詳細版】」（以下の URL 参照）の確認、奨学金返還に関する説明動画の視聴（以下 URL 参照）により返還の流れを把握し、各種手続きの詳細を確認してください。

- [「返還のてびき」掲載ページ](#)
- [「奨学金の返還（動画）」視聴ページ](#)



3. 口座振替（リレー口座）の加入手続き

奨学金の返還は、口座振替（毎月 27 日）により行われます。

大学院進学、留年、返還免除申請、在学猶予申請予定等に関わらず全員が口座振替（リレー口座[※]）の加入手続きを行ってください。ただし、給付奨学金との併給に伴う調整により貸与額が 0 円で貸与終了となった第一種奨学金については、口座振替（リレー口座）の加入手続きは不要です。

※リレー口座とは、『あなたの返還金が後輩奨学生の奨学金としてリレーされる』という意味です。

1. 加入手続き方法

- [スカラネット・パーソナル](#)の各種手続画面でワンタイムパスワードを取得し、「返還中の手続 2. 振替用口座（リレー口座）登録・変更申込」から加入手続きを行ってください。
- スカラネット・パーソナルから加入手続きが行えない場合は、『口座振替（リレー口座）加入申込書』を用いて金融機関窓口で手続きを行ってください。『口座振替（リレー口座）加入申込書』が必要な場合は、学生支援係に申し出てください。
- 詳細は、日本学生支援機構 web サイトにてご確認ください。

※日本学生支援機構 web サイト：[加入方法](#)



2. 加入手続き期限

- 令和 7 年 12 月末

4. 「貸与奨学金返還確認票」(配付資料)の記載内容の確認及び変更

1. 借入金額・貸与状況等の印字内容について、間違いがないか確認してください。
2. 「人的保証」選択の奨学生は、連帯保証人・保証人にも必ず内容を確認してもらってください。
3. 「貸与奨学金返還確認票」は、返還が完了するまで、大切に保管してください。

5. 各種変更手続き

「貸与奨学金返還確認票」の記載事項のうち、下記の変更を希望する場合は、提出期限内に必要な手続きを行ってください。

1. 人的保証から機関保証へ変更を希望する場合

令和7年11月28日(金)までに学生支援係へ申し出てください。

※機関保証から人的保証への変更はできません。

2. 第二種奨学金の「利率の算定方法」の変更を希望する場合

令和7年11月28日(金)までに「[第二種奨学金「利率の算定方法」変更届\(様式11\)](#)」を学生支援係へ提出してください。

※人的保証の場合、連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書を添付してください。



3. 第一種奨学金の「返還方式」の変更を希望する場合

令和7年11月28日(金)までに「[第一種奨学金 返還方式変更届\(様式31\)](#)」を学生支援係へ提出してください。

※人的保証選択者で返還方式を所得連動方式へ変更する場合、

「[第一種奨学金返還方式変更届兼保証の変更依頼書](#)」を提出する必要がありますので、速やかに学生支援係へ申し出てください。

※貸与終了後は、日本学生支援機構へ直接申請することにより、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」へ変更することが可能です。(「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。)



4. 第二種奨学金の貸与を受けていて、留学・病気療養・ボランティア活動・被災の事由により、卒業・修了が延期となるために奨学金の貸与期間の延長を希望する場合【第二種奨学金のみ】

令和7年12月19日(金)までに「[第二種奨学金貸与期間延長願\(様式9\)](#)」を学生支援係へ提出してください。

※人的保証の場合、連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書を添付してください。

※第一種奨学金については、貸与期間の延長をすることはできません。



5. 本人の氏名の変更、生年月日の訂正、性別の変更または訂正を希望する場合

令和7年12月19日(金)までに「[改氏名届\(様式3\)](#)」を学生支援係へ申し出てください。

※貸与終了後は、返還の手引きに従い手続きをしてください。



6. 連帯保証人・保証人（人的保証）、本人以外の連絡先（機関保証）の人物変更（氏名・生年月日・続柄の変更・訂正を含む）を希望する場合

令和8年1月23日（金）までに「[連帯保証人・保証人等変更届（様式5）](#)」及び届出用紙の裏面に記載の必要添付書類を学生支援係へ提出してください。
※貸与終了後は、返還の手引きに従い手続きをしてください。



7. 本人住民票住所（申込時にマイナンバーを未提出の者）、連帯保証人・保証人（人的保証）、本人以外の連絡先（機関保証）の住所に変更がある場合

令和8年1月23日（金）までに「[住所変更届（様式15）](#)」を学生支援係へ提出してください。
※「住所変更届（様式15）」で、電話番号のみの変更、勤務先等の変更はできません。
貸与終了後に返還の手引きに従い手続きをしてください。
※貸与終了後は、返還の手引きに従い手続きをしてください。



- ※ 宝町・鶴間キャンパスの学生は、所属学類の学務係でも提出を受けます。
- ※ 郵送での提出も可能です。郵送の場合、各提出期限必着で学生支援係宛て（宛先は末尾）送付してください。
- ※ 各様式（様式3、様式5、様式9、様式11、様式15、様式31）は本学 web サイトに掲載しています。
本学 web サイト：[日本学生支援機構奨学金 各種願・届様式](#)



6. メールアドレスの確認

[スカラネット・パーソナル](#)にログイン後、「個人情報」のタブから、登録済みのメールアドレスを確認し、貸与終了後も使用できるメールアドレスに修正してください。日本学生支援機構から重要なお知らせが送信される場合があります。

7. 返還に関する制度

1. 在学猶予

貸与終了後、引き続き在学する場合（進学や留年等）に、「在学猶予願」を提出することで、在学期間中の返還期限を猶予（先送り）することができる制度です。在学期間中の返還期限の猶予を希望する場合は、令和8年4月に[スカラネット・パーソナル](#)で「在学猶予願」を提出（入力）してください。他大学等へ入学・進学する場合は、入学・進学先の指示に従ってください。

※「在学猶予願」を提出（入力）した後に早期卒業・修了・退学等で在学期間が短くなった場合は、必ず在学中にスカラネット・パーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出してください。

※学校番号は「105002」、区分コードは「01」（法学研究科法務専攻のみ「60」）を入力

※日本学生支援機構 web サイト：[在学猶予](#)



2. 「特に優れた業績による返還免除」申請について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合、奨学金の全部または一部（半額）について返還が免除される制度です。今年（令和7年）度は、令和7年度中に修了・辞退等により貸与が終了した大学院第一種奨学生が対象です。返還免除申請は奨学金貸与終了月が属する年度に申請可能です。大学院の修了年度とは必ずしも一致しませんので、注意してください。

詳細は、令和7年12月下旬～令和8年1月上旬頃に所属先研究科から掲示等でお知らせする予定ですので、必ず確認してください（貸与者数等に応じて各研究科に推薦枠を配分するため、年度によって実施しない研究科があります）。

返還免除を申請する場合でも、口座振替（リレー口座）の加入手続きは必須です。

なお、返還免除の認定結果が判明するまでは、全額繰上返還・一部繰上返還の申請を行わないよう注意してください。

※日本学生支援機構 web サイト：[特に優れた業績による返還免除制度について](#)



3. 繰上返還

貸与終了後、奨学金の全額または一部を繰り上げて返還することができます。一部を繰上返還した場合、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。返還月額に変更されません。口座振替（リレー口座）加入手続き後、[スカラネット・パーソナル](#)で申し込んでください。申込に際しては日本学生支援機構 web サイトを確認してください。

※日本学生支援機構 web サイト：[繰上返還について](#)

- 3月貸与修了者が在学中に繰上返還をする場合
申込期間（予定）：令和8年3月3日（火）～3月16日（月）
- 卒業・修了後、返還開始の前月までに繰上返還をする場合
申込期間：繰上返還を希望する前月中旬～当月中旬



4. 減額返還・返還期限猶予

経済困難、失業、傷病、災害など返還できない事情が生じた場合は、返還月額の減額または返還期限の猶予の制度があります。詳細は日本学生支援機構 web サイトを確認してください。

※日本学生支援機構 web サイト：[返還が難しくなった場合](#)



5. （参考）奨学金の返還支援制度

- 地方公共団体による奨学金返還支援制度
地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した者に対して奨学金の返還を支援する仕組みが設けられています。
日本学生支援機構 web サイト：[地方公共団体の返還支援制度](#)
- 企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度
各企業等の担い手となる奨学金返還者を応援する取組として、社員等に対し、返還残額の一部または、全部を支援する制度があります。
日本学生支援機構 web サイト：[企業等の奨学金返還支援\(代理返還\)制度](#)



8. 貸与終了後の各種願出等

- 貸与終了後の各種届出は、ご自身が直接日本学生支援機構とやりとりをすることになります。必ず返還のてびきを熟読し、内容を把握してください。
- 不明な点は「返還のてびき」や日本学生支援機構 web サイトで確認してください。



[日本学生支援機構 web サイト](#)



[奨学金相談に関する Q&A サイト](#)



[スカラネット・パーソナル](#)

※奨学金相談センター 0570-666-301 (ナビダイヤル)

月曜～金曜：9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

(本件担当)

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学学務部学生支援課学生支援係 (角間キャンパス本部棟2階)

Email : stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp (受付時間 平日 9:00～17:00)